

## 8 生命保険金・退職金は、遺産ではない—遺産分割の対象にはならない

死亡保険金は、保険契約で受取人を定めておれば受取人の、退職金は、勤務先の退職金規程で定めた受取人の、それぞれ固有の財産であり、遺産ではありません。したがって、これらは遺産分割の対象にはなりません。

生命保険金についての次の判例が、その考えを示しています。

最高裁平成16年10月29日決定

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである。・・・・・・